

平成11年度における「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」の実施状況について

平成12年12月  
環境基本計画推進関係省庁会議

# 目 次

1	はじめに .....	1
2	数量を伴う目標の実績数値等について .....	1
3	平成11年度における具体的細目的取組の実施状況について .....	6
4	業務実行計画の策定について .....	14
5	その他の取組等 .....	16
6	今後の課題等 .....	18

## (参考資料)

率先実行計画の数量目標に係る実績数値  
(本省庁・地方支分部局等別、各省庁別)

各省庁における率先実行計画に係る具体的取組事例

率先実行計画に係る取組の評価及び今後の課題  
(各省庁別)

平成11年度における率先実行計画実施状況調査対象一覧

# 平成11年度における「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」の実施状況について

平成12年12月  
環境基本計画推進関係省庁会議

## 1 はじめに

国は、様々な政策や事業を行うという行政の主体としての役割のほか、民間企業等と同様に、各種の製品やサービスの購入・使用や、建築物の建築・維持管理など、事業者や消費者としての経済活動を行っている。特に、経済活動の主体として国の占める位置は極めて大きく、自らがその経済活動に際して環境保全に関する行動を実行することによる環境負荷の低減が大きく期待され、また、地方公共団体や事業者、国民の自主的積極的な行動を求めるためにも、国自らが率先して実行することの意義は高い。こうした国自らの活動に伴う環境負荷を自主的・積極的に削減するため、政府は、環境基本計画（平成6年12月16日閣議決定）に基づき、平成7年6月13日、各省庁に共通した実行計画として、「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」（以下「率先実行計画」という。）を閣議決定した。

この率先実行計画では、環境基本計画に定められた4つの分野について、数量を伴った11の目標を含む多くの取組や目標を定めており、各省庁はその達成に努めるべく、計画の目標とする平成12年度まで、自主的・積極的な環境保全活動を展開することとなっている。また、率先実行計画の閣議決定と併せて、この計画を実施していくための各省庁が行う取組の具体的な細目的な例を、環境基本計画推進関係省庁会議において申し合わせ、関係省庁はそれぞれの実情に応じ可能な限り積極的にこれらの取組を実施し、この計画の達成に最大限努力することとしたところである。

この度、上記関係省庁会議申合せに基づき、平成11年度における各省庁の取組の実施状況について調査を行い、以下のとおり取りまとめた。

## 2 数量を伴う目標の実績数値等について

率先実行計画では、用紙類の使用量の抑制や政府保有の公用車への低公害車の率先導入、事務所から排出される廃棄物量の削減など、具体的な数量を伴った11の目標を定めており、このうち、「用紙類の使用量」や「低公害車の導入割合」など9項目についての平成11年度の実績数値を取りまとめるとともに、「行政事務に伴い直接的又は間接的に排出される二酸化炭素の実重量」について推計を行った結果は、以下のとおりである。（二酸化炭素の実重量の推計値を除く、政府全体の実績数値は表-1、各省庁毎の実績数値は参考資料参照。）

平成11年度の実績数値によれば、用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量や事務所の単位面積当たりの上水使用量については、平成12年度における目標数値の達成に向けて着実に進展している。一方で、用紙類の使用量や各事務所から排出される廃棄物の量等のように増加傾向にあるものや、事務所の単位面積当たりの電気使用量のように平成7年度の数値を上回る数値で横ばいに推移しているものもある。また、公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合については、平成11年度において伸びたものの、いまだ目標数値との乖離が大きい状況となっている。

表1 率先実行計画の数量的目標に係る実績数値 (政府全体)

項目		実績数値等		対7年度比(%)	平成12年度目標
用紙類の使用量 (ト)		H7	30,572		「現状比で増加させない」 (概ね30,572ト以下)
		H8	30,283	99.1	
		H9	30,531	99.9	
		H10	30,801	100.7	
		H11	35,686	116.7	
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	17,503		「現状比で概ね80%以下」 (概ね14,002ト以下)
		H8	16,441	93.9	
		H9	13,978	79.9	
		H10	11,184	63.9	
		H11	10,913	62.3	
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0.07		「概ね10%に高める」
		H8	0.10		
		H9	0.13		
		H10	0.87		
		H11	3.22		
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m <sup>2</sup> )		H7	105.57		「現状比で概ね90%以下」 (概ね95.1kWh/m <sup>2</sup> 以下)
		H8	97.68	92.5	
		H9	107.72	102.0	
		H10	114.12	108.1	
		H11	113.59	107.6	
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )		H7	1.35		「現状比で概ね90%以下」 (概ね1.22m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以下)
		H8	1.31	97.0	
		H9	1.25	92.6	
		H10	1.19	88.1	
		H11	1.13	83.7	
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	16,050		「現状比で概ね90%以下」 (概ね14,445キロリットル以下)
		H8	14,916	92.9	
		H9	15,012	93.5	
		H10	14,763	92.0	
		H11	14,107	87.9	
	軽油 (キロリットル)	H7	3,695		「現状比で概ね90%以下」 (概ね3,326キロリットル以下)
		H8	3,787	102.5	
		H9	3,830	103.6	
		H10	3,904	105.7	
		H11	3,304	89.4	
エネルギー供給設備等で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	177,658		「現状比で概ね10%削減」 (概ね17,766キロリットル削減)
		H8	173,778	97.8	
		H9	162,025	91.2	
		H10	162,702	91.6	
		H11	161,015	90.6	
	灯油 (キロリットル)	H7	51,917		「現状比で概ね10%削減」 (概ね5,192キロリットル削減)
		H8	52,931	102.0	
		H9	50,417	97.1	
		H10	51,271	98.8	
		H11	51,693	99.6	
	都市ガス (千m <sup>3</sup> )	H7	83,910		「現状比で概ね10%削減」 (概ね8,391千m <sup>3</sup> 削減)
		H8	83,437	99.4	
		H9	92,148	109.8	
		H10	102,176	121.8	
		H11	104,878	125.0	
	LPG (千m <sup>3</sup> )	H7	22,631		「現状比で概ね10%削減」 (概ね2,263千m <sup>3</sup> 削減)
H8		4,235	18.7		
H9		4,208	18.6		
H10		4,277	18.9		
H11		1,453	6.4		
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	142,818		「現状比で概ね75%以下」 (概ね107,114ト以下)
		H8	141,874	99.3	
		H9	156,476	109.6	
		H10	162,512	113.8	
		H11	187,067	131.0	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	89,560		「現状比で概ね70%以下」 (概ね62,692ト以下)
		H8	93,497	104.4	
		H9	102,191	114.1	
		H10	107,029	119.5	
		H11	128,400	143.4	

表中、現状比とは平成7年度比をいう。

関係省庁で策定された業務実行計画対象分は含まれていない。

平成10年度までの数値については、再度精査をした結果、一部、修正している。

(1) 用紙類の使用量等

購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量を、現状比で、平成12年度までに概ね80%以下とすることに向け努める。  
用紙類の使用量を平成12年度において現状比で増加させないよう努める。

平成11年度中に購入し、使用された用紙類の使用量は約 35,686ト、このうち、コピー用紙が約 72.6 % (25,907.4ト) を占め、罫紙・起案用紙が約 1.8% (635.9 ト)、事務用封筒が約 8.6% (3,080.7 ト)、コンピューター連続用紙が約 4.9 % (1,743.1 ト)、帳簿類が約 2.4 % (856.2 ト)、トイレットペーパーが約 9.2 % (3,297.4 ト)、その他が約 0.5 % (165.9ト) となっており、用紙類について平成7年度に比べると約5,114 ト、約16.7 %の増加になっている。

また、平成11年度中に購入し、使用された用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量は、約 10,913 トで、平成7年度に比べると約 6,590 ト、約 37.7 %の減少になっている。

(2) 低公害車の割合等

政府保有の公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合を平成12年度において概ね10%に高めることを念頭に置きつつ、公用車への低公害車の導入の可能性を積極的に検討し、その結果を踏まえ、率先的、計画的な導入に努める。

平成11年度末現在における政府保有の公用車のうち通常の行政事務の用に供するものの台数は、7,651台、このうち低公害車は246台導入されており、低公害車導入割合は3.22%となっている。

低公害車の内訳としては、電気自動車8台、天然ガス自動車38台、メタノール自動車1台、ハイブリッド自動車199台となっている。

なお、通常の行政事務の用に供するもの以外のものは、緊急用車両、工事用車両、郵政事業用車両等があり、このうち、207台の低公害車（郵政事業用車両に電気自動車等が184台、法務省8台、警察庁3台、文部省3台、通商産業省3台、厚生省2台、建設省2台、農林水産省1台、環境庁1台）が導入されている。

また、「電気自動車等4車種に準じる車」（注）については、58台導入されている。

（注）「電気自動車等4車種に準じる車」

「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト」に係る分野別ガイドライン（公用車等）に規定する個別製品リストへの掲載条件を満たし、燃費効率の高い自動車。

平成11年度末現在における政府保有の公用車のうち通常の用に供するもののうちの低公害車の各省庁別の内訳は次表のとおりである。

省庁名	低公害車				
	電 気	天然ガス	メタノール	ハイブリッド*	合 計
総理府		3		3	6
警察庁		2		1	3
総務庁				2	2
北海道開発庁		1			1
防衛庁				1 1	1 1
科学技術庁		2			2
環境庁	3	5		7	1 5
国土庁		1			1
外務省				1	1
大蔵省	4	1		5 3	5 8
文部省		4		3 0	3 4
厚生省		6		1 4	2 0
農林水産省				6	6
通商産業省		7		6	1 3
運輸省		3	1	1 0	1 4
郵政省		1		7	8
労働省				2 6	2 6
建設省				1 4	1 4
自治省		2			2
公正取引委員会				5	5
宮内庁	1			2	3
会計検査院				1	1
合 計	8	3 8	1	1 9 9	2 4 6

(3) 事務所単位面積当たりの電気使用量等

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、現状比で、平成12年度までに概ね90%以下にすることに向け努める。

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、現状比で、平成12年度までに概ね90%以下にすることに向け努める。

事務所の単位面積当たりの電気使用量は113.59 kWh/m<sup>2</sup>となっており、平成7年度に比べると約7.5%の増加になっている。

事務所の単位面積当たりの上水使用量は1.13 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>となっており、平成7年度と比べると約16.3%の減少になっている。

(4) 公用車で使用する燃料の量等

公用車で使用する燃料の量を、現状比で、平成12年度までに概ね90%以下にすることを向け努める。

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、現状比で、平成12年度までに概ね10%削減することを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。

公用車で使用する燃料の量については、ガソリンが 14,107 千リットル、となっており、平成7年度に比べると約 12.1 %の減少になっている。また、軽油は 3,304 千リットルとなっており、平成7年度に比べると約 10.6 %の減少になっている。このほかの公用車の燃料としては、低公害車用燃料として天然ガス(31,404.1 m<sup>3</sup>)、メタノール(198.9 千リットル)が使用されている。

暖房、給湯などの庁舎等におけるエネルギー供給施設等で使用する燃料の量は、重油が 161,015 千リットル、灯油が 51,693 千リットル、都市ガスが 104,878 千m<sup>3</sup>、LPGが 1,453 千m<sup>3</sup>となっており、それぞれ平成7年度に比べると重油が約 9.4 %の減少、灯油が約 0.4 %の減少、都市ガスが約 25.0 %の増加になっている。このほか、軽油、天然ガスの使用や他の施設等から熱供給を受けている施設がある。

(5) 廃棄物の量等

各事務所から排出される廃棄物の量(湿重量)を、現状比で、平成12年度までに概ね75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね70%以下にすることを向け努める。

各事務所から排出される廃棄物の量は 187,067 トン、各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量が 128,400 トンとなっており、それぞれ平成7年度に比べると廃棄物の量が約 31.0%の増加、廃棄物中の可燃ごみの量が約 43.4 %の増加になっている。

(6) 行政事務に伴い直接的及び間接的に排出される二酸化炭素の量

地球温暖化影響物質である二酸化炭素について、行政事務に伴い直接的及び間接的に排出される量を、平成12年度までの間、地球温暖化防止行動計画を踏まえて、抑制する。

政府の行政事務に伴い直接的及び間接的に排出される二酸化炭素の排出量を、政府全体における電気使用量、公用車等燃料使用量、廃棄物排出量から推計した結果、873,882 トンCとなっており、平成7年度の推計値 806,741 トンCに比べると約 67,141 トンC、約 8.3 %の増加になっている。

### 3 平成11年度における具体的細目的取組の実施状況について

各省庁においては、率先実行計画に定められた「財やサービスの購入・使用に当たっての環境保全への配慮」等の4つの分野に係る各取組事項について取組が進められている。

各省庁における、環境基本計画推進関係省庁会議において申し合わされた具体的細目的取組の実施状況を取りまとめた結果は、表-2のとおりである。(なお、省庁単位の実績数量や特記事項等については、参考資料、を参照。)

この結果について、各分野ごとに、比較的、よく取り組まれている項目と取組が遅れている項目を整理すると以下のとおりである。

#### [よく取り組まれている項目]

取組状況に関して、よく実施されている省庁( )、かなり実施されている省庁( )及びあまり実施されていない省庁( )の合計に対するの省庁の占める割合が70%以上である項目(ただし、 、 、 が合計が15(全省庁数の半分を超える数)以上のものに限る。)

#### [取組が遅れている項目]

取組状況に関して、の省庁、の省庁及びの省庁の合計に対するの省庁の占める割合が30%以上である項目(ただし、 、 、 が合計が15(全省庁数の半分を超える数)以上のものに限る。)

### (1) 財やサービスの購入・使用に当たっての環境保全への配慮

#### よく取り組まれている項目

購入し、使用するコピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類については、エコマーク、グリーンマーク等各種環境ラベリング事業の対象となる製品が入手可能となっていることにかんがみ、こうした環境ラベリング事業対象製品やこれと同等の再生紙とする。現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止または買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たってはエネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

A4判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。

使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。

使い捨て飲料容器について、適正な回収ルートを設定する。

机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再利用を図る。

#### 取組が遅れている項目

保有する公用車の低公害車への切替えを、その条件整備を図りつつ計画的に進め、当該車両の優先的利用を図る。

車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より環境負荷の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

使用済み用紙の裏紙使用を図る。

使用済み封筒の再利用を図る。

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している。

包装材を用いているものの積極的選択を図る。



## (2) 建築物の建築、管理等に当たっての環境保全への配慮

### よく取り組まれている項目

給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。

施設内、窓辺、屋上、敷地等の緑化の計画的な推進体制や植え込み等の適切な維持管理を図る。

緑地、歩道及び側溝等の管理を適切に行い、美観の保持及び騒音の防音等を図る。

## (3) その他行政事務に当たっての環境保全への配慮

### よく取り組まれている項目

事務室等の空調の適温化（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は20度程度）を一層徹底するように空調設備の適正運転を図る。

水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じて、水栓での水道水圧を低めに設定する。

車1台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。

待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転方法を運転担当者に一層徹底する。

タイヤ空気圧調整等の定期的な車の整備の励行を図る。

相乗りや職員の公共交通機関の利用の奨励などにより、公用車利用の効率化を図る。

タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。

職員が業務に用いる共用自転車の導入の可能性について平成9年度末までに検討を行う。事務室段階での分別回収を徹底する。

分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。

### 取組が遅れている項目

職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、夜間残業を削減する。

必要に応じて、トイレに流水音発生器を設置する。

来庁者に対しても自動車利用の抑制や効率化を呼びかける。

個人用のごみ箱を順次減らしていく。

## (4) 環境保全に関する職員に対する研修等の実施

### よく取り組まれている項目

環境研修を計画的に推進する。

表 - 2 具体的細目的取組の実施状況

(1) 財やサービスの購入・使用に当たっての環境保全への配慮(表2-1)

環境基本計画推進関係省庁会議申し合せ に掲げる具体的細目的取組	取組状況				
				-	/
(1) 生産段階での環境負荷の少ない製品、原材料の選択					
(ア) 再生紙の使用等					
購入し、使用するコピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類については、エコマーク、グリーンマーク等各種環境ラベリング事業の対象となる製品が入手可能となっていることにかんがみ、こうした環境ラベリング事業対象製品やこれと同等の再生紙とする。	26	3	0	0	0
上記の用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用状況等を各省庁の部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減する。	12	6	3	6	2
外注等による印刷物、委託先の報告書については、それに使用する紙を、環境ラベリング事業対象製品やこれと同等の再生紙とする。また、これら印刷物等においては、古紙利用率を明記するよう図り、その際、可能な場合は、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。	6	11	7	5	0
国が作成している一部の教科書について再生紙の使用を進める。					
可能であれば、白色度のより低い用紙を選択する。	18	6	3	1	1
(イ) 再生品等の使用					
購入し、使用する文具、機器、作業衣等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。	8	12	6	2	1
購入し、使用する紙類、タオル類等について、無漂白製品を使用する。	4	7	4	9	5
間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用する。	3	3	5	10	8
初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、再使用又はリサイクルのルートが確立しているものを使用する。	3	6	4	12	4
(2) 使用段階での環境負荷の少ない製品、原材料の選択					
(ア) 環境負荷の少ない燃料の使用					
購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、灯油、LPG、LNG等の環境負荷の相対的に小さいものとする。	8	2	1	3	15
(イ) 省エネルギー型のOA機器等の導入等					
現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たってはエネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。	22	5	1	0	1
なお、廃棄するOA機器等が廃棄物として処理される場合には、適切に処理されるよう努める。	21	6	0	0	2
また、特に、廃棄される冷蔵庫中のCFCについて、適切に回収を図る。	12	3	0	7	7

\* 留意事項((1)~(4)に共通)

ア 取組状況欄の数値は省庁数である。

イ 取組状況欄の印の区分は以下のとおりである。

「」: 省庁全体でよく実施されている場合(数量的評価ができる場合は概ね8割以上)

「」: 省庁全体でかなり実施されている場合(数量的評価ができる場合は概ね5割以上8割未満)

「」: 省庁全体であまり実施されていない場合(数量的評価ができる場合は概ね5割未満)

「-」: 実施状況が把握できない場合

「/」: 該当しない場合

環境基本計画推進関係省庁会議申し合せ に掲げる具体的細目的取組	取組状況				
				-	/
<b>(ウ) 節水機器等の導入等</b>					
現に使用している洗濯機、ルームエアコン等について、水多消費型の廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買い換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。	8	6	1	1	13
なお、廃棄する洗濯機、ルームエアコン等が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。	11	5	0	0	13
また、特に、廃棄されるルームエアコン中のCFCについては、適切に回収し、再利用されるよう図る。	9	4	1	2	13
<b>(イ) 低公害車等の導入等</b>					
保有する公用車の低公害車への切替えを、その条件整備を図りつつ計画的に進め、当該車両の優先的利用を図る。	8	6	12	0	3
車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より環境負荷の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。	11	7	8	0	3
<b>(オ) その他使用段階での環境負荷の少ない製品、原材料の使用</b>					
塗料等是有機溶剤等の含有率の低いものを使用する。	4	3	1	3	18
船舶用潤滑油や主に野外で使用される油圧作動油（外部に漏れる可能性のあるものに限る）のような環境に負荷を与える可能性のある油については、生分解性のものを使用する。					
<b>(3) その他環境負荷の少ない製品、原材料等の選択</b>					
<b>(ア) 環境負荷の少ない製品、原材料の使用</b>					
物品の調達に当たっては、環境負荷の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。	13	9	4	2	1
環境負荷の少ない製品等を共同購入することにより、市場の育成、価格低下が期待されることから、環境基本計画推進関係省庁会議において、共同購入の方策を検討し、可能なものから実行する。					
<b>(イ) 物品等の調達に係る推奨リストの策定</b>					
購入し、使用する紙類、文具、機器、家電製品、OA機器、公用車等につき、環境基本計画推進関係省庁会議において、平成8年度末までに、これら物品等の環境負荷の少ない仕様等に関する推奨リストの在り方を検討する。このリストが策定された場合は、物品等の調達に当たっては、極力参考とするとともに、技術の進歩等を踏まえて毎年度リストの見直しを行う。					
<b>(4) 環境負荷の削減のための資源利用の節約</b>					
<b>(ア) 用紙類の使用量の削減</b>					
コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、各省庁の部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。	13	9	3	3	1
会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。	7	13	5	2	2
各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても最小限の量となるよう見直しを図る。	8	14	1	3	3
両面印刷・両面コピーの徹底に努める。	10	11	7	1	0
使用済み用紙の裏面使用を図る。	5	11	8	4	1
使用済み封筒の再利用を図る。	4	8	12	4	1
A4判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。	24	3	0	2	0
「行政情報化推進共通実施計画」に従うほか、環境保全の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、霞が関における電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。	10	12	1	3	3
<b>(イ) 公用車の台数見直し</b>					
使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。	9	10	3	1	6
なお、使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。	15	4	1	2	7

環境基本計画推進関係省庁会議申し合せ に掲げる具体的細目的取組	取組状況				
				-	/
(7) 製品等の長期使用等					
その事務として、容器又は包装を利用する場合にあっては、当該容器又は包装の再利用やリサイクルを図る。	4	10	3	5	7
詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。	10	13	4	1	1
飲料等の購入に当たっては、リターナブル容器で販売される飲料等を購入する。	1	3	2	5	18
使い捨て飲料容器について、適正な回収ルートを設定する。	13	2	1	2	11
庁舎内の売店等における使い捨て容器による販売の自粛を呼び掛ける。	1	1	8	5	14
机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再利用を図る。	24	5	0	0	0
(5) 環境負荷の少ない形態の販売方法を用いる商品の選択					
(7) エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し					
庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種への変更、台数の削減を呼び掛ける。	7	2	5	3	12
(1) 購入時の過剰包装の見直し					
簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。	7	7	6	5	4

(2) 建築物の建築、管理等に当たっての環境保全への配慮(表2-2)

環境基本計画推進関係省庁会議申し合せ に掲げる具体的細目的取組	取組状況				
				-	/
(1) 環境負荷の削減に配慮した建築物等の整備					
(7) 適切な汚染物質処理施設等の設置等					
現状で適用可能な最善の技術を用いた処理施設の設置等により、自ら設置するばい煙発生設備等から生じる汚染物質の削減を図る。	5	2	0	3	19
燃焼設備の改修等に当たっては、灯油、LPG、LNG等の環境負荷の相対的により小さい燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。	7	3	0	3	16
重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ環境負荷の相対的により小さい燃料に変更する。	3	1	2	3	20
各省庁付属の試験研究機関は、有害物質の使用に当たり、排気処理や排水処理等を確実にを行う等、環境への負荷の低減に十分に配慮する。	2	2	0	2	23
既存建築物に使用されているアスベストの適正処理を引き続き計画的に進める。	8	0	1	3	17
(1) 省エネルギー・省資源の推進					
太陽光利用等の自然エネルギー等の活用設備について、規模、用途に応じ検討し、導入する。	3	3	5	4	14
廃熱等の未利用エネルギーの利用を検討する。	2	1	5	3	18
建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加するよう図る。	3	0	2	3	21
断熱性能向上のため、外気の活用・遮断が可能な建具の採用や、ひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、整備を進める。	5	3	4	2	15
エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調機器の運転制御が行える建築設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。	9	3	1	1	15
建築物の規模・用途等を検討し、コージェネレーションシステム等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。	2	2	4	1	20
建設材料については、再生された、又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再利用を図る。	2	6	4	1	16
深夜電力の活用を図ることが可能な場合には、深夜電力利用機器を導入する。	2	1	5	1	20

環境基本計画推進関係省庁会議申し合せ に掲げる具体的細目的取組	取組状況				
				-	/
<b>(ウ) 水利用の合理化等</b>					
建築物における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について規模・用途に応じて検討し、設置する。	1	3	5	2	18
透水性舗装、浸透升等を必要に応じて設置し、雨水の地下浸透を図る。	3	4	5	2	15
建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用施設の導入について規模・用途に応じて検討し、設置する。	6	2	3	3	15
給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。	13	4	0	0	12
<b>(イ) 敷地等の自然環境の保全等</b>					
敷地のうち建築物以外の土地について適切に自然が保全されるよう又は植栽を施すように図る。	11	3	0	2	13
敷地内における緑地等の設置を図るほか、可能な場合、建築物の屋上等の緑化を図る。	6	4	3	2	14
<b>(オ) 環境負荷の少ない施工作業の実施</b>					
型枠については、合板型枠等の一層の効率的・合理的利用や柱・はり等の型枠の使用削減など施工を合理化する工法の選択等を進め、環境負荷の少ないものとなるよう発注者として促す。	2	4	2	2	19
出入車輛の排ガス、騒音、振動等の抑制を発注者として促す。	7	4	3	2	13
建設業に係る指定副産物のリサイクルを促進する。	2	4	1	2	20
建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。	8	4	0	1	16
<b>(カ) その他</b>					
消火設備の新設に当たっては、人命の安全のために不可欠な場所を除いては、ハロン消火設備を使用しない。	7	3	0	3	16
また、ハロン消火設備の更新・廃止に当たっては、データベースによるハロンの管理システムを活用し、ハロンを適切に回収し、再利用されるよう図る。	2	3	0	3	21
空調設備等の新設、更新に当たっては、CFCを使用しないものを選択し、さらに空調設備等の技術開発の動向を見つつ、環境保全上より適切な冷媒を使用するものを導入する。	12	2	0	1	14
CFCの使用を廃止する場合は、CFCを適切に回収し、再利用されるよう図る。	8	2	0	1	18
建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努める。					
<b>(2) 環境負荷の削減に配慮した建築物等の維持管理及びその周辺の自然環境の保全</b>					
<b>(ア) 環境負荷の削減に配慮した建築物等の維持管理</b>					
汚染物質処理施設、排水再利用・雨水利用設備等及び緑地等の日常の管理の徹底を図る。	7	5	0	2	15
CFCを使用している空調設備等の整備、回収の際には、CFCを適切に回収し、再利用を図る。	7	3	0	2	17
<b>(イ) 緑化等の環境整備と周辺の自然環境の保全の推進</b>					
施設内、窓辺、屋上、敷地等の緑化の計画的な推進体制や植え込み等の適切な維持管理を図る。	11	5	0	1	12
緑地、歩道及び側溝等の管理を適切に行い、美観の保持及び騒音の防音等を図る。	11	4	0	2	12
農薬や化学肥料の使用量の削減に努め、また、周辺の生態系の保全に努める。	2	2	1	2	22
所管地に生育する樹木の選定した枝や落葉等は、当該所管地内でコンポスト化を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。	2	1	6	3	17
<b>(ウ) 地域づくりにおける健全で恵み豊かな環境の確保への貢献</b>					
所管地内での各種の施設整備等に当たっては、各地域の特性に応じ、良好な大気の確保、良好な水域の生態系の確保、景観保全、歴史的環境への配慮に努め、地域の自然環境等との調和に配慮する。	6	3	1	2	17

(3) その他行政事務に当たっての環境保全への配慮(表2-3)

環境基本計画推進関係省庁会議申し合せ に掲げる具体的細目的取組	取組状況				
				-	/
(1) 環境負荷削減のための資源・エネルギー利用の節約					
(ア) 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等					
省エネルギー型のOA機器等への更新を進め、その適切な使用を図る。(再掲)	19	6	1	0	3
事務室等の空調の適温化(冷房の場合は28度程度、暖房の場合は20度程度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。	17	4	0	2	6
エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。	10	4	0	3	12
職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進める。	6	7	5	3	8
省エネルギー型の蛍光灯への切り替えを進め、併せてスイッチの適正管理を行う。また、省エネルギー型の照明機器の設置を進める。(再掲)	14	10	1	1	3
深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減のため、並びに職員の福利厚生の上に係る要請への対応ともあいまって、水曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。このため、水曜日の午後5時以降は、主催の会議の中止を進める。	4	14	7	0	4
職員の福利厚生に向上に係る要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、夜間残業を削減する。	3	12	11	0	3
(イ) 庁舎における節水等の推進					
家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄水の節水を進める。	6	5	5	2	11
必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。	4	4	5	1	15
水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。	11	4	0	4	10
(ロ) 公用車等の利用合理化等					
車1台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。	23	4	0	2	0
待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転方法を運転担当者に一層徹底する。	19	9	0	1	0
タイヤ空気圧調整等の定期的な車の整備の励行を図る。	26	3	0	0	0
相乗りや職員の公共輸送機関の利用の奨励などにより、公用車の利用の効率化を図る。	25	4	0	0	0
タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。	27	2	0	0	0
職員が業務に用いる共用自転車の導入の可能性について平成9年度末までに検討を行う。					
来庁者に対しても自動車利用の抑制や効率化を呼び掛ける。	6	4	6	5	8
事務室等の空調の適温化(冷房の場合は28度程度、暖房の場合は20度程度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。(再掲)	16	2	1	1	9
エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。(再掲)	7	4	0	3	15
(2) 環境負荷の削減のための廃棄物の減量化、リサイクルの推進等					
(ア) 廃棄物の量の削減、分別収集によるリサイクルの推進					
その事務として、容器又は包装を利用する場合には、当該容器又は包装の再利用やリサイクルを図る。(再掲)	2	10	4	3	10
使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。	11	13	3	0	2
紙の使用量の抑制を図る。(再掲)	9	12	3	1	4
リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。	3	4	7	4	11
物品の購入に当たっては、再使用又はリサイクルしやすい製品を選択する等、リサイクルが行いやすい製品を優先的に選択する。(再掲)	9	9	5	3	3
事務室段階での分別回収を徹底する。	24	3	2	0	0
分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。	23	1	3	2	0
個人用のごみ箱を順次減らしていく。	4	7	13	1	4
シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。	14	9	1	2	3
コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進める。	22	5	2	0	0

環境基本計画推進関係省庁会議申し合せ に掲げる具体的細目的取組	取組状況				
				-	/
厨房を使用する職員等へ呼び掛け、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。	8	6	1	2	12
食べ残し、食品残渣などの有機物質について、施設の敷地内でコンポスト化し土壌に還元し、利用する。	0	1	7	2	19
施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。					
霞が関でのいわゆるリサイクル町内会の実施について、環境基本計画推進関係省庁会議においてその検討を進める。					
霞が関に所在する中央官庁から排出される古紙等の使用済み紙類を煮とろかす施設（パルパー化施設等）を霞が関近傍地に設置する事業を検討する。					
(3) 環境汚染等の防止に配慮した各種行政事務の実施					
(7) 環境汚染等の防止					
自ら設置するばい煙発生施設等から生ずる大気汚染物質の排出量を把握し、適切に管理するとともに、燃料等の改善（再掲）を通じ、排出量の一層の削減に努める。	8	1	0	3	17
自ら設置する特定施設等からの水質汚濁物質の排出量を把握し、適切に管理するとともに、排出量の一層の削減に努める。	6	4	0	1	18
排出基準及び排水基準の遵守を徹底するほか、規制を受けない施設についても、自主的に環境汚染の防止に努める。	4	6	0	1	18
二酸化炭素について、排出の抑制に努めることとし、具体的には、上記1（ ）、2（ ）及び3（ ）に掲げられた取組を行う。	2	4	0	3	20

(4) 環境保全に関する職員に対する研修等の実施（表2-4）

環境基本計画推進関係省庁会議申し合せ に掲げる具体的細目的取組	取組状況				
				-	/
(1) 職員の環境保全意識の向上					
(7) 環境に関する研修及び情報提供の積極的実施					
環境研修を計画的に推進する。	6	4	4	1	14
庁内誌、パンフレット等により、再生紙の名刺への活用、計画されている環境保全活動や研修など、職員が参加できる環境保全活動に対し、必要な情報提供を行う。	4	5	2	4	14
環境に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。	2	6	4	3	14
任用試験で環境に関する設問を設定する。	1	1	2	2	23
途上国からの環境に関する研修生等に対し積極的に対応する。	1	0	1	2	25
(4) 環境保全活動への職員の積極的参加の奨励					
希望する職員による霞が関周辺の一斉清掃活動に参加しやすい環境づくりを進める。国が主唱する環境関係の諸行事において、環境に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る。	3	3	4	2	17
希望する職員の環境保全活動への積極的な参加に便宜を図る。	1	3	5	2	18

#### 4 業務実行計画の策定について

率先実行計画は各省庁に共通した実行計画として策定されたものであるが、関係省庁の業務の実態からみて計画に掲げられた取組の実施が困難な場合、業務の範囲を限り、当該業務の特性等に応じ、計画に代えて実施すべき行動計画（以下「業務実行計画」という。）を策定することができる」とされており、平成8年度末までに、科学技術庁、外務省、大蔵省、文部省、厚生省の5省庁が業務実行計画を策定したところである。（当該省庁における業務実行計画の概要は表-3、省庁毎に実績数値を取りまとめたものは表-4を参照。）

表-3 業務実行計画の策定対象業務について

省庁名	対象業務の範囲	目標等の概要
科学技術庁	航空技術・宇宙科学技術、金属材料等、放射線医学、防災科学技術、超高純度非金属無機材質等に係る試験研究業務	電気使用量、上水使用量、医療廃棄物
外務省	在外公館における業務（米・英・仏・独・伊・加各大使館、国連・ジュネーブ・OECD・EU各代表部）	率先実行計画に掲げられた取組目標のうち現地の諸事情等を勘案し、実施可能な項目を選定し、環境保全への配慮に努める。
大蔵省	印刷製造に係る業務	電気消費原単位、上水使用量、貨物自動車で使用する燃料使用量、Iレキ <sup>®</sup> -供給設備等で使用する燃料の消費原単位
	貨幣製造に係る業務	単位製造量当たりの電気使用量・上水使用量、Iレキ <sup>®</sup> -供給設備等で使用する燃料の量
文部省	学校、教育研究・医療・廃棄物処理、患者給食提供、資料・文化財・作品等の保管・展示、宿泊訓練に係る業務	電気使用量、上水使用量、廃棄物量
厚生省	試験研究、医療提供・医療研究に係る業務	施設単位面積当たりの電気使用量・上水使用量、Iレキ <sup>®</sup> -供給施設等で使用する燃料の量、医療廃棄物



この表はエクセル表と入れ替える。

## 5 その他の取組等

### (1) 率先実行計画の周知

率先実行計画は、霞が関の中央官庁の機関のみならず、地方の国の行政機関も含めた幅広い機関を対象としている。そこで平成11年度においては地方機関の担当職員を対象とした率先実行計画地方支分部局等説明会を全国11カ所で開催し、率先実行計画の内容の周知を図った。

また、職員の環境保全意識の高揚を図り、職場における実効ある取組を呼びかけるため、「両面コピー、使用済み用紙の裏面使用による紙の使用量削減」と「分別収集による廃棄物の減量化の推進」の2点をテーマにした普及啓発ポスターを作成し、国の各省庁のほか都道府県・政令指定都市、環境庁所管公益法人にも参考として送付した。

### (2) 検討課題の取組状況

ア 平成11年度には、「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト（以下「推奨リスト」という。）」に関し、紙類（情報用紙、印刷用紙）、OA機器（コピー機）、公用車等（自動車）の3分野4品目についての分野別ガイドラインに基づき、個別製品リスト（第2版）を平成11年6月に作成し各省庁に配布するとともに、一般に公表した。また、その後、平成12年1月及び同年9月に改訂を行っている。

イ 環境負荷低減の観点から、政府自らが、霞が関地域における業務に伴う短距離（本省庁相互間の移動、本省庁と国会又は議員会館との間の移動）の移動手段を自動車等から自転車に転換するため、平成11年2月から「霞が関自転車利用システム」を導入した。

なお、自転車の調達及び管理は、各省庁ごと（合同庁舎ごと）に行っている。

### (3) 本計画以外の環境保全に資する各種取組との連携等

率先実行計画では、「政府及び関係省庁がこれまで定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この計画と連携を図りつつ、引き続き適切な実行を図るものとする。」とされており、例として省エネルギー・省資源対策推進会議における決定等を掲げている。

率先実行計画の実施状況を調査するに当たり、従来から同会議が進めてきた「省エネルギー型機器の導入、利用の促進」及び「古紙の回収、利用の促進」の実施状況調査の結果を本計画の実施状況調査に活用することとしているところであるが、この結果については以下のとおりである。

#### ア 省エネルギー型機器の導入、利用の促進について

「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）」に基づく特定機器（エアコンディショナー、ガソリン自動車、蛍光灯器具、複写機、テレビ、電子計算機、磁気ディスク装置、VTR、ディーゼル自動車、電気冷蔵庫）の導入状況について、本省庁における平成11年度の実績は、29省庁において特定機器の調達が行われており、そのうち省エネ法の基準を満たすものを調達した省庁が27省庁であった。個々の特定機器の調達状況は次のとおりである。

平成11年度における特定機器の調達状況

区分 特定機器名	より省エネルギー性の高いものを調達	省エネ基準を満たすものの調達	省エネ基準を満たすものの確認が困難であった省庁数
エアコンディショナー	65%	90%	2
電子計算機	89%	57%	5
VTR	63%	70%	2
テレビ	70%	64%	4
複写機	81%	55%	4
乗用車自動車	54%	30%	0
貨物自動車	0%	56%	0
磁気ディスク装置	75%	32%	2
蛍光灯機具	100%	20%	1
冷蔵庫	60%	70%	3

乗用車とはガソリン乗用車とディーゼル乗用車の合計であり、貨物自動車とはガソリン貨物自動車とディーゼル貨物自動車の合計である。

また、省エネ法の特定機器以外の機器の導入状況についての調査では、FAX及びプリンタの2種の本省庁における平成11年度の実績は、次のとおりである。

	より省エネルギー性の高いものを調達
F A X	82%
プ リ ン タ	86%

省エネ性の確認は、カタログ等の記載数値により判断したもの。

イ 古紙の回収、利用の促進について

再生紙の使用状況及び古紙の分別回収の実施状況に関し、再生紙の使用状況については29省庁全てが何らかの形で再生紙を利用している。特に、トイレtpーパーについては再生紙を使用している。

また、コピー用紙についても29省庁全てが再生紙を利用しており、全省庁のコピー用紙使用量全体に占める再生紙の使用比率は99%となっている。

さらに22省庁が発刊する白書34種については、全ての白書において再生紙が使用されている。

新聞、雑誌等の分別回収については、29省庁がこれを実施している。

## 6 今後の課題等

平成11年度の実施状況調査の結果を踏まえ、以下のような取組をより一層推進することとする。

### (1) 全般的事項

取組項目の中には、目標数値との乖離が年々大きくなっているものや、平成7年度の数値を上回る数値で横ばいに推移しているものがある。

また、本省庁に比べて、より組織、規模等の大きい地方支分部局等において取組が進捗していないために全体の実績が後退してしまっている項目もある。

このような状況を踏まえ、今後、以下のような取組を一層推進することとする。

これまで、率先実行計画に定める数量的目標については、政府全体の目標として、各省庁において取組が行われてきたところであるが、依然として目標数値との乖離が大きい項目が見られることなどから、各省庁それぞれにおいて実績数値が目標を達成できるように、各省庁において適切な方策を講じ、積極的に取組を進めるものとする。

各省庁においては、定期的の実績数値を把握できる項目について、適切な単位で、中間的に実績数値の把握及び評価等を行い、事後の執行に速やかに反映させる等、きめ細かい進行管理を行うものとする。

各省庁は、本省庁のみならず地方支分部局等の職員に対しても環境保全に関する認識をより一層深めるための研修・情報提供等を積極的に充実・強化するものとする。

### (2) 個別事項

平成12年度における目標数値との乖離が大きい「低公害車の導入」、「用紙類の使用量の削減」、「廃棄物の量とそのうちの可燃物の量の削減」及び「電気使用量の削減」の各事項については、(1)に掲げた全般的事項に係る取組を行うとともに、以下のような個別事項に係る具体的取組について特に積極的・重点的に推進することとする。

低公害車の導入については、平成11年度において、多くの省庁で積極的導入が図られたことから、導入台数が平成10年度に比べ3倍以上に増加したものの、いまだ、目標数値との乖離が大きいことから、さらに積極的に導入を推進するものとする。そのため、公用車の更新等の際には、必ず個別具体的に低公害車の導入を検討することとする。

なお、低公害車の導入に適さないガソリン車等を導入する場合であっても、排出ガス性能等に極力配慮することとする。

用紙類の使用量に関し、職員一人一人に、平成11年度において用紙類の使用量が急増してしまったことを認識させるとともに、その削減のため以下の取組の一層の徹底を図る。

- ・ 両面コピーの徹底、ミスコピーの削減、使用済用紙の裏面使用、使用済封筒の再利用、不要なプリントアウトの抑制等により紙の使用量を一層抑制する。

廃棄物の量とそのうちの可燃物の量に関し、職員一人一人に、両項目とも増加傾向にあ

ることを認識させるとともに、それらの削減のため以下の取組の一層の徹底を図る。

- ・ 両面コピーの徹底、ミスコピーの削減、使用済用紙の裏面使用、使用済封筒の再利用、不要なプリントアウトの抑制等により紙の使用量を一層抑制する。
- ・ 執務室内において、個人用のごみ箱を順次削減するとともに、分別回収ボックスを十分な数で適切に配置するなど、リサイクルを推進するための環境の整備を図りつつ、分別収集等を行う。
- ・ 地方支分部局等については本省庁と比べ目標数値との乖離が著しいことから、以上の取組を特に強力で推進するものとする。

電気使用量に関し、職員一人一人に増加傾向にあることを認識させるとともに、その削減のため以下の取組の一層の徹底を図る。

- ・ 昼休みの全館一斉消灯や夜間における必要最小限の範囲での点灯等、不要時・不要箇所を消灯する。
- ・ O A 機器等の電源をこまめに切る。
- ・ O A 機器等の導入の際には、待機時の消費電力等の省エネルギー性を十分に把握した上で、可能な限り省エネルギー性に優れた機器の導入を図る。
- ・ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用を奨励する。